

## 法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の税率

## 1 法人県民税

## 【均等割】

区 分	均等割額	いわての森林づくり 県民税※2	加算後の 均等割額
資本金等の額※1が50億円を超える法人	年額 800,000円	80,000円	880,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 540,000円	54,000円	594,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 130,000円	13,000円	143,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 50,000円	5,000円	55,000円
上記以外の法人	年額 20,000円	2,000円	22,000円

※1 「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額（又は連結個別資本金等の額）をいいます。なお、一定の欠損の填補又は損失の填補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金又は利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。

また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、表面の税率適用区分の「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」としてください。

※2 「いわての森林づくり県民税」は、平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度分について適用されます。

## 【法人税割】

区 分		税 率		
		H26.9.30までに開始する事業年度分	H26.10.1～R1.9.30に開始する事業年度分	R1.10.1以後に開始する事業年度分
ア ※1	資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人※2	5.8%	4.0%	1.8%
	保険業法に規定する相互会社			
	課税標準となる法人税額が年1,000万円超の法人※3			
	清算確定申告を行う法人※4			
イ	アの法人以外の法人※2	5.0%	3.2%	1.0%

※1 岩手県では、税率の特例措置（0.8%を上乗せ＝適用後の税率1.8%）を実施しており、令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分に適用されます。

※2 清算予納申告を行う法人の税率は、算定期間の末日の「資本金の額又は出資金の額」によります。

※3 2以上の都道府県に事務所等を有する法人については、分割される前の額によります。中間決算に基づく中間申告書を提出する場合は、500万円超の法人となります。

事業年度又は連結事業年度が1年に満たない場合の「1,000万円」は月割りとなります。

※4 清算確定申告を行う法人とは、平成22年9月30日までの解散等（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人税に係る法人税割額を納付する法人です。

2 法人事業税

区分	法人区分		課税標準	税率						
				H26.10.1～ H27.3.31に 開始する 事業年度分	H27.4.1～ H28.3.31に 開始する 事業年度分	H28.4.1～ R1.9.30に 開始する 事業年度分	R1.10.1～ R2.3.31に 開始する 事業年度分	R2.4.1～ R4.3.31に 開始する 事業年度分	R4.4.1以後 に 開始する 事業年度分	
1	外形標準課税法人〔資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人〕	所得割	3以上の都道府県に事務所等を有する法人	所得	4.30%	3.10%	0.70%	1.00%	1.00%	1.00%
			上記以外の法人	年400万円以下の所得	2.20%	1.60%	0.30%	0.40%	0.40%	
		年400万円超800万円以下の所得	3.20%	2.30%	0.50%	0.70%	0.70%			
		年800万円超の所得	4.30%	3.10%	0.70%	1.00%	1.00%			
			付加価値割	付加価値額	0.48%	0.72%	1.20%	1.20%	1.20%	1.20%
			資本割	資本金等の額	0.20%	0.30%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
	特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等）	所得割	資本金1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所等を有する法人	所得	4.60%	4.60%	4.60%	4.90%	4.90%	4.90%
			上記以外の法人	年400万円以下の所得	3.40%	3.40%	3.40%	3.50%	3.50%	3.50%
		年400万円超の所得	4.60%	4.60%	4.60%	4.90%	4.90%	4.90%		
		普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	資本金1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所等を有する法人	所得	6.70%	6.70%	6.70%	7.00%	7.00%
	上記以外の法人	年400万円以下の所得		3.40%	3.40%	3.40%	3.50%	3.50%	3.50%	
	年400万円超800万円以下の所得	5.10%		5.10%	5.10%	5.30%	5.30%	5.30%		
年800万円超の所得	6.70%	6.70%		6.70%	7.00%	7.00%	7.00%			
2	電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業を除く）、導管ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.90%	0.90%	0.90%	1.00%	1.00%	1.00%	
3	電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業）を行う法人	収入割	資本金1億円超の法人	収入金額	0.90%	0.90%	0.90%	1.00%	0.75%	0.75%
				付加価値額	-	-	-	-	0.37%	0.37%
		資本割	資本金1億円以下の法人	資本金等の額	-	-	-	-	0.15%	0.15%
				収入割	収入金額	0.90%	0.90%	0.90%	1.00%	0.75%
4	特定ガス供給業を行う法人	所得割	所得	-	-	-	-	1.85%	1.85%	
			収入割	収入金額	-	-	-	-	-	0.48%
			付加価値割	付加価値額	-	-	-	-	-	0.77%
		資本割	資本金等の額	-	-	-	-	-	0.32%	

※ 区分1に該当する法人の課税標準となる所得金額の区分については、事業年度が1年に満たない場合、月割計算となります。

3 地方法人特別税・特別法人事業税

区分	法人区分		課税標準	地方法人特別税			特別法人事業税		
				H26.10.1～ H27.3.31に 開始する 事業年度分	H27.4.1～ H28.3.31に 開始する 事業年度分	H28.4.1～ R1.9.30に 開始する 事業年度分	R1.10.1～ R2.3.31に 開始する 事業年度分	R2.4.1～ R4.3.31に 開始する 事業年度分	R4.4.1以後 に 開始する 事業年度分
1	外形標準課税法人〔資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人〕	所得割額	特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等）	67.40%	93.50%	414.20%	260.00%	260.00%	260.00%
			普通法人、公益法人等、人格のない社団等	43.20%	43.20%	43.20%	34.50%	34.50%	34.50%
			特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等）	43.20%	43.20%	43.20%	37.00%	37.00%	37.00%
2	電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業を除く）・導管ガス供給業・保険業を行う法人	収入割額	43.20%	43.20%	43.20%	30.00%	30.00%	30.00%	
3	電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業）を行う法人	収入割額	43.20%	43.20%	43.20%	30.00%	40.00%	40.00%	
4	特定ガス供給業を行う法人	収入割額	-	-	-	-	-	62.50%	